

職員研修報告

研修名	法人研修「保育所保育指針について」
主催者	社会福祉法人 尚徳福社会
日時	2019年10月19日 15時～18時
会場	AP 西新宿
講師名	武蔵野大学教育学部児童教育学科 准教授 箕輪 潤子 先生
参加人数	

研修内容と今後の課題

平成27年度4月 保育所保育指針改定

背景には…

- ① 「量」と「質」から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える
- ② 0～2歳児を中心とした保育所利用児童の増加
利用率はどんどん増加している。
この10年の研究で、乳児期の重要性が明らかになってきた。
(非認知能力・社会情動的なスキルの基本が0.1.2歳段階で育つ)
- ③ 子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加
虐待の通報制度が浸透してきたのもあるが、保護者が孤立している。
この制度は、「全ての子どもに質の高い教育・保育を提供すること」を目標として制定されている
↓具体的には
保育所・幼稚園・認定こども園を「幼児教育施設」として位置付ける。
同時に、保育所の基本的事項(養護と教育の一体的展開)の重要性を改めて確認する。

子どもたちが将来生きる社会は、AI(人工知能)の発展により、単純作業を繰り返すような仕事は減少する(今の35%くらいの仕事は自動化する)

↓なので

「人間の仕事」=AIにできないこと になっていく

- ・柔軟な発想で論理的に考えること
- ・臨機応変に対応すること
- などが求められるようになる

社会情動的スキル（非認知能力）＝学びに向かう力や姿勢

※IQで測定できる能力では測れないもの

日本の幼児教育ではこの能力を育ててきた

↓けれど

粘り強さ・試行錯誤・挑戦する力に課題がある

※日本人の自己肯定感の低さはここに関係があるのかも。。

認知能力と非認知能力は絡み合って伸びる

保育指針改定の背景と方向性

① 保育の本質に関わる事項の重視と再確認

1 保育所保育に関する基本原則

改定前の保育指針における第一章総則をほぼそのまま示している

＝保育所保育の本質

2 養護に関する基本事項

養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり＝保育所保育の基盤

3 保育の計画及び評価

循環的な過程を通じた保育の質の向上のために、プロセスを明確化
指導計画の作成→指導計画の展開→保育内容の評価→評価を踏まえた計画の改善 ※「改善」を独立した項として示した

② 乳児・3歳未満児保育の記載の充実

1 乳児保育に関わるねらい及び内容

心身の発達の基盤が形成される上で、極めて重要な時期

受容的・応答的に行われる保育の重要性

※大人が泣きに対して受け止め応答していくことが大人への信頼、それが世界への信頼につながり、自己肯定感の始まりになる。

2、1歳児以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、受容的、応答的に関わる必要がある

※5領域に関する学びが大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていく。

③ 幼児教育の積極的な位置付け

教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、子ども園・幼稚園・保育園とのさらなる整合性を図る

乳児期の、何を学ぶか、から学んだことをどう活かすか、への移行

※学んだこと・できるようになったことを別のことに生かし、

そこからさらに学ぶ。

・知識及び技能の基礎（わかった！できた！）

・思考力、判断力、表現力等の基礎（なぜ？どうする？）

・学びに向かう力、人間性等（やりたい！おもしろい！）

これら3つの柱の育ちは、3歳から18歳までの一貫したもの

幼児期の終わりまでに育てて欲しい10の姿

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量・図形、文字等への関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝えあい
- ⑩ 豊かな感性と表現

※乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねていく中で、最終的に向かっていくであろう方向であり、到達目標ではない。

※子どもの経験の質をとらえる窓・スコープ

この10の姿を色々な先生が色々な見方で見て、確認する。その意見を交流させ、多角的に子どもの成長を見ていく。そしてどのように育てて欲しいかの見通しを持ち、そのために環境を整えるのが大事。

※幼児の保育は、5領域に関する学びが重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていく。

④健康及び安全の記載の見直し

東日本大震災の後に、新たに追加された

1 子どもの健康支援

- ・子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握（不適切な養育の兆候が見られる場合や虐待が疑われる場合の対応等）
- ・健康増進（保険計画の作成・健康診断の実施と記録の活用）
- ・疾病等への対応（アレルギー疾患を有する子どもへの保育の対応）

※関連するガイドライン等を参照しながら、配慮や工夫をしながら体制整備や職員間の意識の共有を図ることが重要。

2 食育の推進

- ・調理室があるという保育所の特性を生かした食育
- ・食育の環境の整備等（地域の関係者や関係機関と連携した取り組み）

※「食育基本法」を踏まえ、食育を保育内容の一貫として位置付ける。

子どもが食べることを楽しむことが出来るように食育計画を作成する。

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

- ・環境及び衛生管理（温度・湿度・換気・採光・音など、子どもが穏やかに過ごすことが出来るよう配慮する）
- ・事故防止及び安全対策（特に睡眠中・プール活動・食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、必要な対策を講じる）

※安全で衛生的な環境への取り組みを重視。

※一方、子どもが遊びを通じて、自ら危険を回避する力を身に付けていくことも重要。すべてを禁止すると子どもの経験を奪うことになり、幼児になった時に危険が分からなくなる。

4 災害への備え

- ・施設・設備等の安全確保
- ・災害発生時の対応体制及び避難への備え（定期的な避難訓練の実施）
- ・地域の関係機関等との連携（日常的な連携をとる）

⑤子育て支援の章の新設

保護者の負担感を消し、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視し、保護者自身の主体性、自己決定の尊重を基本とする支援

※子育ての最後の決定は保護者がする。保護者に最善の道を選んでもらうために導いていく。

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

- ・保育所の特性を生かした子育て支援（保護者を受容し、保護者との信頼関係を構築する。保育士の専門性を生かし相談等を受ける）
- ・子育て支援に関して留意すべき事項（ソーシャルワークを担う機関と連携を取りながら、保育所の機能や専門性を十分に生かした支援を行う）

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

- ・保護者との相互理解（園だよりや保護者の保育参観）
- ・保護者の状況に配慮した個別の支援（就労と子育ての両立の支援、障がい・外国籍など特別な配慮が必要な家庭への支援）

※障がいのある子どもは計画や記録を個別に作成するなど、適切な対応を図る必要がある。関係機関や小学校などとの連携も必要。

- ・不適切な養育等が疑われる家庭への支援（関係機関との連携）

3 地域の保護者等に対する子育て支援

- ・地域に開かれた子育て支援（一時預かり事業など保育所保育の専門性を生かした地域子育て支援）
- ・地域の関係機関等との連携（子どもをめぐる諸課題に対する連携と協力）

⑥職員の資質向上

職員の自己研鑽などの考え方を踏まえた上で、研修機会の充実など組織して取り組むための具体的な方法を明示

※施設長は、施設長としての専門性を向上させ、保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境を確保する。

勤務体制の工夫などで計画的に研修へ参加できるように配慮する。

※それぞれの職員が自己評価等を通じた改善のための課題を把握し、保育所全体で共有、各職員の専門性を生かし、協働して対応していく。

※法人研修・外部研修に参加し、それらを園に持ち帰り園内研修にて職員全員で共有する。

園全体で、保育の質の向上を目指す。

<感想>

講義・ワークを通じて、色々な先生が色々な角度から子ども達を見て、その見方・考え方を交流させていくことが大切なのだと学んだ。

保育のやり方に正解はなく、子ども達にどのように育ってほしいかで保育のやり方や環境を考え整えていくのだ、という言葉が一番印象に残った。

私は調理師だが、保育士や補助の先生たちとその考えを共有し、同じように子どもたちの育ちに関わっていかれたらと思った。